

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室及び総務部の分掌に属する事項、<u>政策地域部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、復興局、ILC推進局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 文教委員会 委員10人以内</p> <p>文化スポーツ部の分掌に属する事項及び<u>政策地域部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p><u>政策企画部</u>及び総務部の分掌に属する事項、<u>ふるさと振興部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、復興局、ILC推進局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 文教委員会 委員10人以内</p> <p>文化スポーツ部の分掌に属する事項及び<u>ふるさと振興部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理由

政策企画部及びふるさと振興部の分掌に属する事項を所管する常任委員会を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。